

平成 1 5 年第 8 回臨時会

階 上 町 議 会 会 議 録

平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日 開 会
平成 1 5 年 1 1 月 2 6 日 閉 会

階 上 町 議 会

平成15年第8回階上町議会臨時会 第1日目

議事日程第1号

平成15年11月26日 午前10時3分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

日程第4 議案第1号 階上町長選挙記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第2号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第3号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第5号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第6号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番 加藤 祐 君	2番 重文字 勝 義 君
3番 鹿原 章 男 君	4番 橋 場 敏 雄 君
5番 高松 久美子 君	6番 石 川 清 人 君
7番 山 田 恵 治 君	8番 土 橋 信 夫 君
9番 郷 州 公 典 君	10番 松 森 蒿 君
11番 佐 京 登 君	12番 畑 中 弘 實 君

13番 大前典男君	14番 木村勝彦君
15番 金沢啓一君	16番 浜谷豊美君
17番 荒道鶴造君	18番 桑原一夫君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長 上山博一君	助役 笹山一夫君
収入役 荒谷剛生君	総務課長 工藤靖夫君

職務のための出席者

議会事務局長 梨子謙一君	総務課長補佐 沼沢範雄君
総務課庶務係長 長根工君	

◎ 開会の宣告

午前 10時 3分

◎ 開議の宣告

午前 10時 3分

議長（桑原一夫君）

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより平成15年第8回階上町議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番、郷州公典君、10番、松森 蒿君を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、この際日程第4 議案第1号 階上町長選挙記号式投票に関する条例の一部を

改正する条例の制定についての件から、日程第9 議案第6号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件までの、6件を一括上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（上山博一君） ハイ、議長。

議長（桑原一夫君） 町長、上山博一君。 （町長、登壇）

町長（上山博一君） 本日ここに、平成15年第8回階上町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位にはご多忙のところご出席頂き誠に有難うございます。それでは本臨時会に提案しました議案の概要につきましてご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号 階上町長選挙記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、公職選挙法の改正に伴い所要の整備をするため提案するものであります。

議案第2号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い所要の整備をするため提案するものであります。

議案第3号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第4号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、町長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第5号 階上町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第6号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、国家公務員の給与改正に準じ、職員の給料月額並びに扶養手当、通勤手当及び期末手当の額を改正するため提案するものであります。

以上提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程におきましての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げます、提案理由の説明と致します。

（町長、降壇）

議長（桑原一夫君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第1号 階上町長選挙記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号 階上町長選挙記号式投票に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第6 議案第3号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件から日程第9 議案第6号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件から、議案第6号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件まで、4件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成15年第8回階上町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時12分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

